

# 介護支援専門員再就業等支援事業 再就業等・定着奨励金 Q&A

## 目次

Q1 令和6年度以前から介護支援専門員として働いている場合

Q2 元々介護支援専門員として働いていた職場をやめて、  
介護以外の職に転職したあと、再度介護支援専門員として復帰した場合

Q3 令和7年度に介護支援専門員の登録をした場合

Q4 令和6年度以前に介護支援専門員の登録をし、令和7年度に入ってから  
介護支援専門員として就職した場合

Q5 介護施設で介護職員として働きながら介護支援専門員試験に合格し、  
実務研修修了後介護支援専門員の登録をしてからも引き続き介護職員  
として働いたあと、介護支援専門員として転職した場合

Q6 介護支援専門員として働き始めた事業所をやめ、その後引き続き他の事業所で  
介護支援専門員として働いている場合

Q7 介護支援専門員証が失効し再研修を受けて再度交付を受けたことがある場合

Q8 介護以外の職と介護支援専門員を掛け持ちしている場合

Q9 介護職と介護支援専門員を掛け持ちしている場合

## Q1

昨年度以前から介護支援専門員として働いているのですが、支給対象になりますか？

令和7年3月31日以前に、今の職場で介護支援専門員として働いている期間が6か月に達した方は、対象外です。  
(実施要綱第6条(3))

### ×支給対象外となるパターン

- ・令和4年4月1日から介護支援専門員として働き始めて令和7年4月1日で4年目である。
  - ・令和5年10月1日から介護支援専門員として働き始めて令和7年3月31日で6か月に達した。
- 令和7年3月31日以前に6か月に達しているため支給対象外 ×

### ◎支給対象となるパターン

- ・令和6年10月2日から介護支援専門員として働き始めて2025年4月1日で6か月に達した。
- ・令和6年11月1日から介護支援専門員として働き始めて2025年4月30日で6か月に達した。

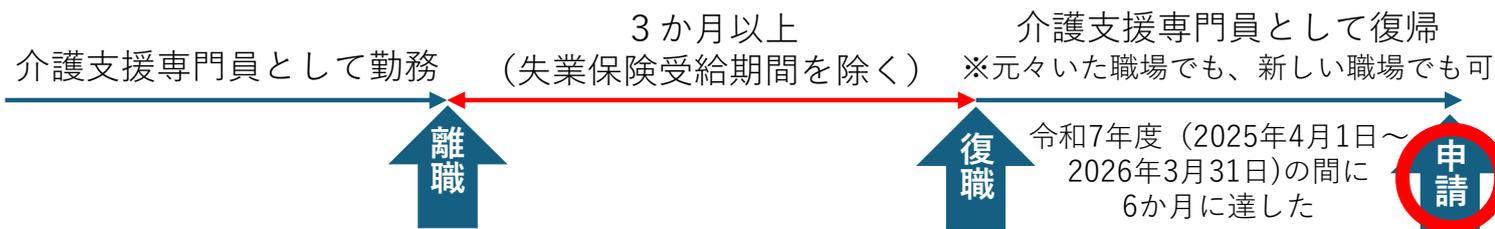
→2025年4月1日以降に6か月に達するため支給対象 ◎

## Q2

元々介護支援専門員として働いていた職場をやめて、介護以外の職に転職したのですが、しばらく働いてからまた介護支援専門員として復帰して、半年が経ちました。支給対象になりますか？

介護支援専門員として働いていた職場を退職したあと、また介護支援専門員として復帰するまでの期間が3か月（失業保険受給期間を除く。）以上あれば支給対象となります。  
(実施要綱第6条(3))

### ◎支給対象となるパターン



Q3

実務研修修了後、2025年4月以降に介護支援専門員の登録を受けました。  
介護支援専門員として就職してから半年経っていれば支給対象になりますか？

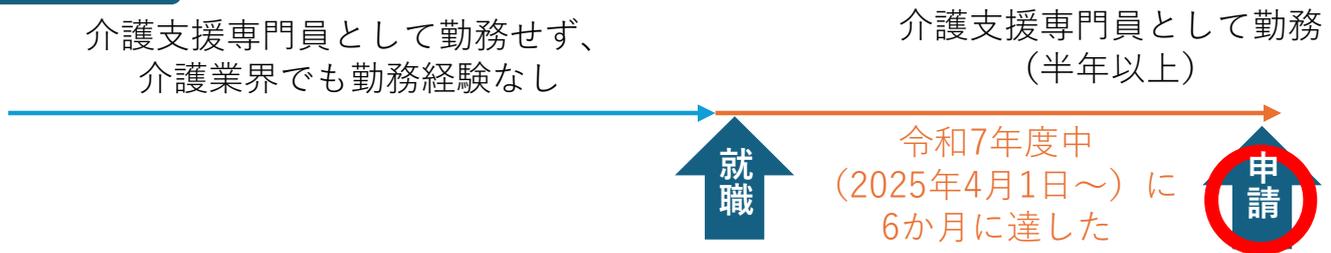
令和7年度の介護支援専門員証の新規交付者（令和7年度における都の介護支援専門員名簿の新規登録者）は対象外となります。（実施要綱第6条（3）イ）

Q4

昨年度介護支援専門員の登録を受けました。今年度介護支援専門員としてはじめて就職したのですが、就職してから半年経っていれば支給対象になりますか？

介護支援専門員証の交付を受けた後、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設での業務に従事していたことがなければ対象となります。（実施要綱第6条（3））

◎支給対象となるパターン

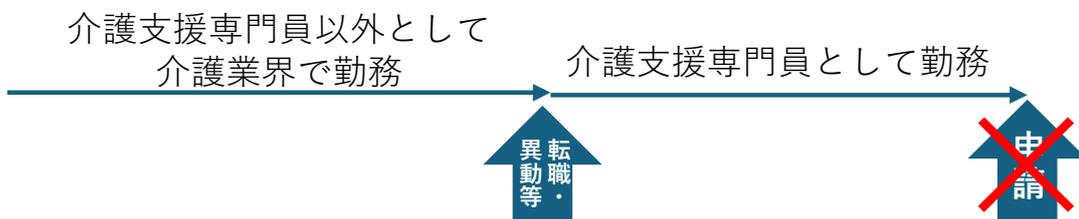


Q5

介護施設で介護職員として働きながら介護支援専門員試験に合格しました。  
実務研修後介護支援専門員の登録をしてからも引き続き介護職員として働いていたのですが、その職場をやめて、介護支援専門員として転職しました。  
転職してから半年経っていれば支給対象になりますか？

介護支援専門員証の交付を受けた後、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設での業務に従事していた方は対象外となりますので、この場合は支給対象にはなりません。（実施要綱第6条（3）イ）

×支給対象外となるパターン



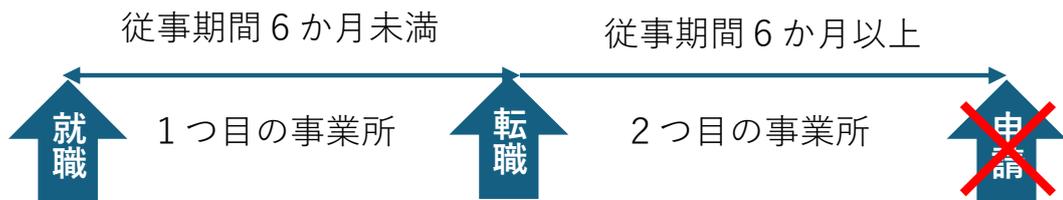
Q6

介護支援専門員として働き始めて3か月で1つ目の事業所をやめ、その後引き続き2つ目の事業所で6か月働いています。合計で半年以上介護支援専門員として働いていますが、支給対象になりますか？

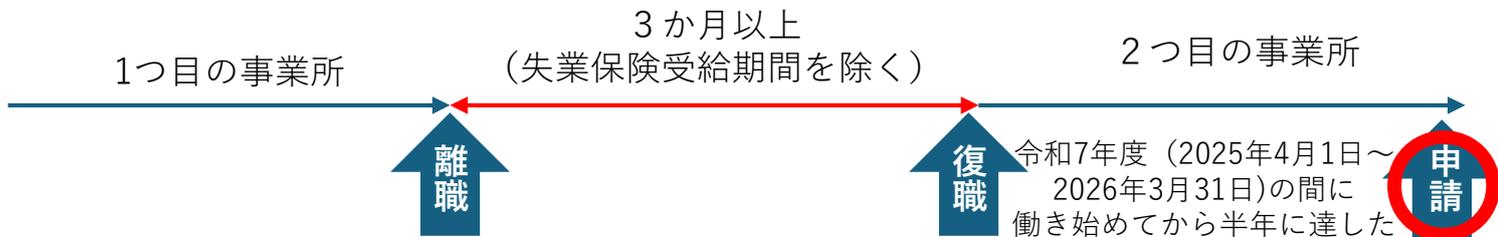
1つ目の事業所で半年間働いていない場合は、1つ目と2つ目の事業所で合計半年以上働いている、あるいは2つ目の事業所で半年以上働いていても支給対象とはなりません。

ただし、1つ目の事業所をやめてから2つ目の事業所で働くまで失業保険受給期間を除いて3か月以上期間が空いていれば、申請可能です。（実施要綱第6条（3））

×支給対象外となるパターン



◎支給対象となるパターン



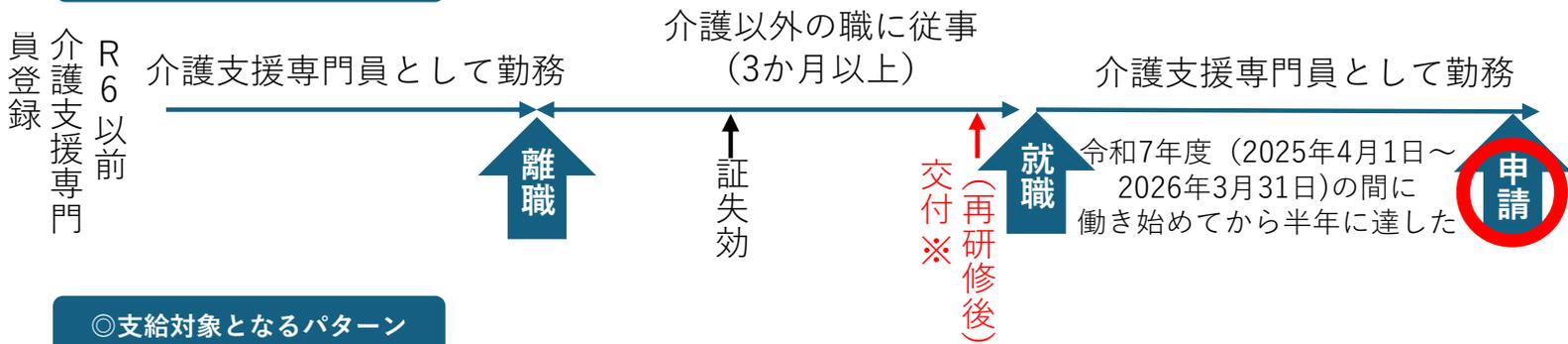
Q7

介護支援専門員証の交付を受けた後、更新しておらず失効してしまったため、再研修を受講し再び証の交付を受け、介護支援専門員として働いています。支給対象になりますか？

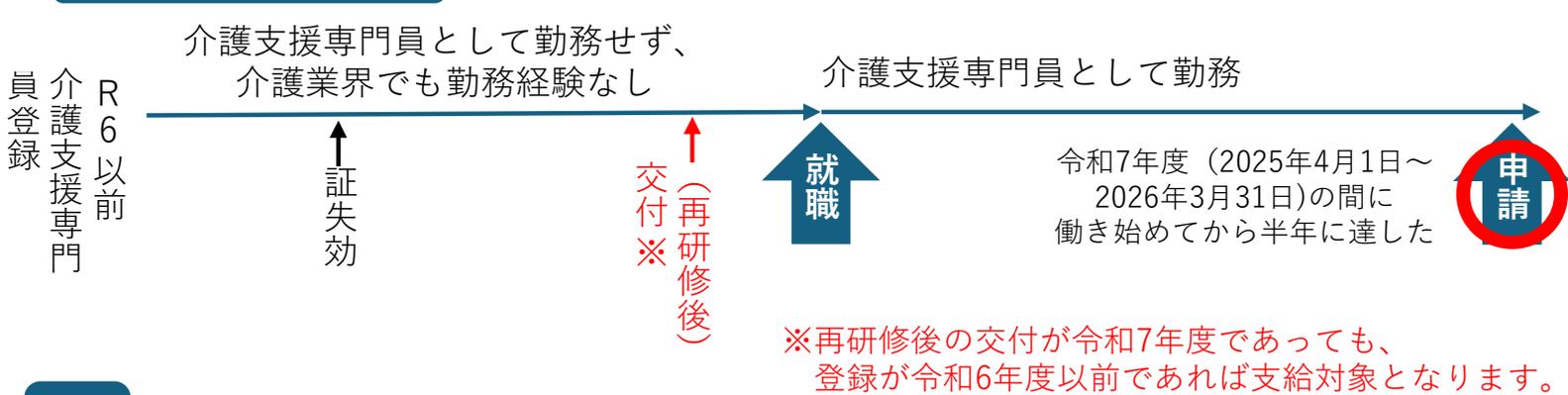
介護支援専門員資格を失効し再研修を受けて証の交付を受けた者であっても、支給の要件を満たしていれば支給対象となります。

(実施要綱第6条(3))

◎支給対象となるパターン



◎支給対象となるパターン



Q8

介護業界以外の仕事と介護支援専門員を掛け持ちしています。支給対象になりますか？

介護支援専門員としての1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつその他の支給要件を満たしていれば、介護業界以外の仕事と掛け持ちしていても支給対象となります。(実施要綱第6条(2))

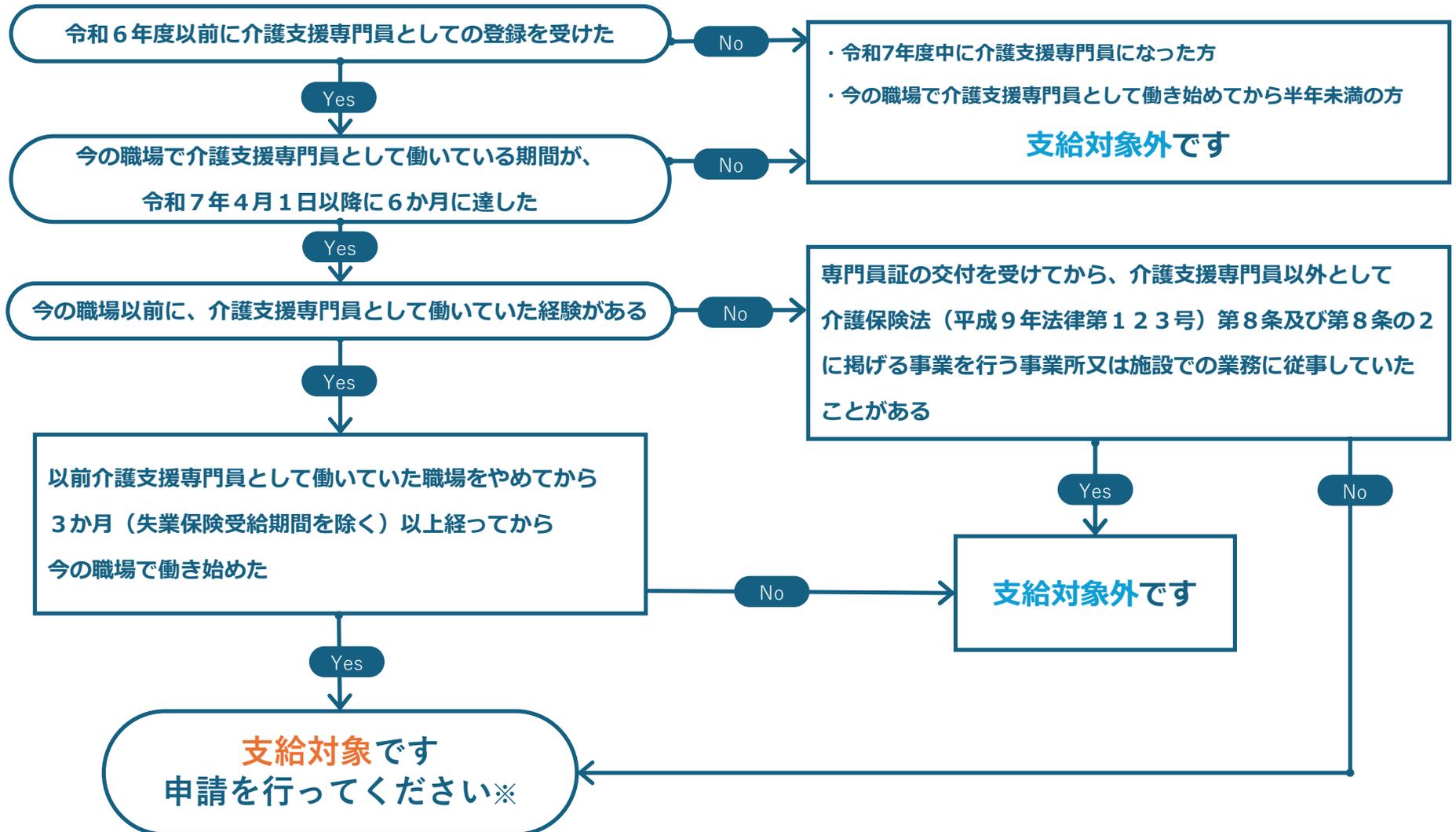
Q9

介護職と介護支援専門員を掛け持ちしています。支給対象になりますか？

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条及び第8条の2に掲げる事業を行う事業所又は施設での業務に従事していたことがある場合支給対象外となりますので、介護職との掛け持ちは支給対象外となります。(実施要綱第6条(3))

## 令和7年度就業・定着奨励金支給対象判定用フローチャート

ご自身が支給対象となるかの判定にご使用ください。  
迷われる場合はQ&Aをご確認の上、解決しない場合は事務局まで  
お問い合わせください。



※条件を満たした日（介護支援専門員としての従事期間が6か月に達した日）から起算して6か月以内に申請してください。